

労働者の四大権利と治安

警察法第十七條

(一) 労働者の四大権利

- (1) 人間として生存する権利
- (2) 團結の権利
- (3) 同盟罷工の権利
- (4) 政治參與の権利

何の権利を真先に要求すべきか

先づ治安警察法第十七條の撤廢を要求すべし

友愛會本部の請願——此請願は全國労働者の利益を代表す

全國労働者は冷靜に然し熱心に此請願の結果を見つめよ

する権利」「團結の権利」「同盟罷工の権利」「參政の権利」の四大権利がある。我國の労働者は未だ其何れの権利をも得て居ない。労働者は先づ治安警察法

第十七條の撤廢を要求し最初に「同盟罷工の権利」を獲得しなければならぬ。然らざれば他の権利は悉く獲得することが出来ぬ。(友愛會本部はかくの如き確信を以て同法の撤廢を帝國議會に請願することにした本文は其説明である。

労働者の四大権利

労働は人間の生活に缺くことの出來ぬものである。労働が無ければ機械も動かぬ。工場も動かぬ。食料品も出來ぬ。石炭も燃えぬ。汽車も走らぬ。實に労働は人生の柱である。我等労働者がこの偉き労働を司ることは社會の柱として非常なる誇りを感じる。

然しかやうに尊い社會的任務をつす我等の地位はどうか。いふまでもなく低く。不妾である。我々には貧乏の鬼がつきまよふ。我々は狭い家に住み租金をして健康を悪くする。自分の精神を高めてくとも十分、學問をすることが出來ぬ。我等は我々を重く使ふ。世間の景氣が悪くなれば忽ち失業して浮き沈みの苦痛に落つる。

労働といふ重大な役目をつとむる我々がこんなにも惨めな地位にゐるのは何故か。私は思ふ。是れは實に我々労働者が自分たちの地位を自覚しなからである。我々は實に我々自身の権利を知らな

る。世間には私利私慾のため社會を忘れ我々労働者を塵埃のやうに扱ひ使ひ使がらる。然し我々が我々の権利を自覺し此權利の上に奮ひ立つならば、かやうな鬼は太陽に照らさるゝ巨鯨の如く自然と消え行くであらう。

我々は實に自分たちの権利の上に眠つてゐる。我々は目さめねばならぬ。自覺せねばならぬ。正しき取扱ひを要求せねばならぬ。然らば我々は幾つの権利を持つてゐるのか。労働者は實に次の如き四個の大権利を持つてゐるのである。

(1) 人間として生存する権利

我々労働者が如何に貧困な生活をしてゐても、實に最も疑ふことの出來ぬ大事は労働者が人間であることである。是を血のたりに労働を執りし人は何